

唐津市スポーツ関連の懸垂幕・横断幕作製要項

この要項は、スポーツ競技において、他の模範となる活躍をした個人又は団体に対し、その功績を称えるとともに市民に広く周知を図るため、唐津市が作製し掲出する懸垂幕又は横断幕について必要な事項を定めるものとする。

1 対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に住所を有し、又は市内に在学もしくは在勤している者
- (2) 市内を所在地として活動する団体又はその団体に所属している者
- (3) 市内出身者で配偶者又は1親等の親族が市内に居住している者

2 掲出基準

次のいずれかに該当する場合

- (1) 国際大会出場が決定したとき
- (2) 国際大会において金・銀・銅いずれかのメダルを獲得したとき
- (3) 市内の高等学校が野球・サッカー・バスケットボール・バレーボール競技において全国大会出場が決定したとき
- (4) 前3号のほか、市長が特に必要と認めるとき

3 規格

- (1) 懸垂幕 横100cm以内かつ縦1,100cm以内
- (2) 横断幕 横1,000cm以内かつ縦100cm以内

4 場所

懸垂幕・横断幕の掲出場所は、市役所庁舎又は大手口センタービルとする。

5 期間

原則1カ月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

6 制限

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、懸垂幕又は横断幕の掲出を行わないものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為が行われた場合
- (2) 政治的及び宗教的中立性を損なう恐れがある場合
- (3) その他、市長がふさわしくないと認める場合
- (4) 掲出期間中に、(1)～(3)に該当する事実が判明した場合

備考

- 1 2掲出基準の国際大会とは「オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス」をいう。
- 2 2掲出基準の全国大会は、公益財団法人日本高等学校野球連盟または公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する大会とする。